

銚子市家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成20年銚子市規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定により、家庭ごみ・資源収集カレンダー（以下「ごみカレンダー」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載は、年1回発行のごみカレンダーとする。

(広告の発行部数、規格等)

第3条 広告の規格及び広告掲載の位置等は、銚子市家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載募集要領（以下「要領」という。）に定める。

(広告掲載の申込み要件)

第4条 広告掲載の申込みができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 銚子市内で事業を営んでいない者
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 銚子市暴力団排除条例第2条及び第9条に規定する者
- (4) その他市長が不適當であると認める者

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者は、家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は省略することができる。また、申込要件について申込み後に市で調査することがあることを承諾したうえで申し込むこととする。

- (1) 業務内容を明らかにする書類
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申込期間は、要領に定める。

(広告掲載の決定等)

第6条 広告の申込みをした者が広告枠数を超える場合は、抽選により広告掲載の候補者（以下「候補者」という。）を決定するものとする。

2 候補者は、広告案を要領に定める期日までに提出しなければならない。

3 市長は、広告案を審査のうえ掲載の可否を決定し、その旨を候補者に家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第7条 前条の規定により掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）は、広

告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告料)

第8条 広告料(1枠あたり)は、要領に定める。

2 広告主は、広告料を市長が指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主及び広告の内容が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。

(4) 各号に定めるもののほか、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に広告掲載決定取消通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 第1項の取り消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は還付しない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別 記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

銚子市長

住所又は所在地
法人又は団体名
代表者名

家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載申込書

家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載要綱第5条の規定により、下記のとおり申
込めます。

記

1 広告媒体	家庭ごみ・資源収集カレンダー	
2 掲載希望地区	東部地区 ・ 中央地区 ・ 西部地区	
〔連絡先〕	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

添付書類

1. 業務内容を明らかにする書類
2. 市税を滞納していないことを証する書類
3. その他市長が必要と認める書類

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結 果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 否掲載	

様

銚子市長

家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載決定通知書

家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する

2 掲載しない

（理由

）

1 広告媒体	家庭ごみ・資源収集カレンダー
2 掲載地区	東部地区・中央地区・西部地区
3 広告料	
4 広告料の納入期限	年 月 日
5 広告原稿の提出期限	年 月 日
摘要	

様式第3号（第9条第2項関係）

年 月 日

様

銚子市長

家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した、家庭ごみ・資源収集カレンダーへの
の広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消します。

記

取消理由